

31. 為 替 管 理 (主 に

項 目	実 施 日	内 容
外国為替市場	34. 9. 12	米ドル対顧客相場の自由化（先物自由、直物は基準相場の上・下各0.5%の範囲内で自由） 米ドル以外の指定通貨の対顧客直物売買相場の自由化（裁定相場の上・下1.5%の範囲内）
	38. 4. 22	為替変動幅の拡大（対米ドル0.5%→0.75%）、対顧客直物売買相場の自由化、為替平衡操作の導入
	46. 8. 28	為替変動幅の制限を暫定的に停止（46. 12. 19限り廃止）
	46. 12. 20	基準外国為替相場を1米ドル308円（旧360円）に改定。大蔵大臣米ドル売買相場の上・下限幅を基準外国為替相場の上・下各2.25%に拡大
	48. 2. 14	為替変動幅の制限を暫定的に停止
	53. 1. 1	基準外国為替相場を改正（アメリカ合衆国通貨—当該年の1月から当該年の6月までの間については当該年の前年の6月から当該前年の11月までの間における実勢相場の平均値として、当該年の7月から当該年の12月までの間については当該前年の12月から当該年の5月までの間における実勢相場の平均値として大蔵大臣が日本銀行本店において公示する相場） 裁定外国為替相場を改正（アメリカ合衆国以外の外国通貨—上記基準外国為替相場に準ずる方式により算出し、大蔵大臣が日本銀行本店において公示する相場）
指 定 通 貨	37. 1. 16	指定支払通貨の制限撤廃
	41. 3. 15	オーストラリアドルを追加
	46. 6. 10	指定受領外国通貨（従来15通貨）の制限を廃止し、対外取引に使用する通貨種類は取引当事者の選択に委ねる
標準決済制度	37. 11. 1	「標準決済方法に関する規則」を廃止、「標準決済方法に関する省令」を制定（規制の整理、簡明化）
	53. 3. 1	輸入の標準決済方法の緩和、輸入の標準決済期間拡大
	53. 4. 1	貿易外受取及び貿易外支払に係る標準決済の範囲をあらゆる決済方法に拡大
	53. 10. 2	輸出の標準決済方法の緩和
運輸保険業務	38. 4. 1	石炭、重油の輸入の場合を除き、契約期間1年以内のものに限り運送契約は自由、運賃支払は為銀限り承認、輸出入貨物に係る海上積荷保険の海外付保は保険期間1年以内であれば契約は自由、保険料支払は為銀限り承認
	38. 11. 20	原油、重油、石炭、鉄鉱石に係るものを除き、期間1年をこえる用船契約を自由化、用船料支払は為銀限り承認、本邦運輸会社の涉外運輸業務に関する契約（用船契約、航空機の賃借契約及び代理店契約は従来から自由）を全面的に自由化
	38. 11. 20	石炭、鉄鉱石の運送に係る期間1年をこえる長期用船契約を自由化
	39. 12. 18	生命保険契約に係る保険金並びに保険料の支払について、居住地変更の結果、外貨送金に要するものは為銀限り承認
	40. 10. 11	原油、重油の運送に係る期間1年をこえる長期用船契約を自由化
	47. 10. 21	本邦から輸出される船舶及び航空機に係る用船等契約を要許可扱い（従来自由）
	48. 11. 24	本邦からの輸出船舶の用船等契約規制措置撤廃
	52. 6. 13	涉外運輸、海外出漁及び涉外保険業務に係る契約を全面自由化 用船料、保険料等の外国へ向けた支払をすべて為銀限り承認
	52. 8. 10	通産省所管の役務契約を全面自由化（従来は居住者間の外貨債権、標準外決済を伴う契約は通産大臣許可）
輸 入 担 保	37. 10. 8	綿花、羊毛、鉄鉱石等主要輸出用原材料59品目の担保率を5%から1%に引き下げるとともに、担保不要物資の範囲を加工貿易原材料全般に拡大

自由化の推移

(昭和37年1月～54年3月)

項 目	実 施 日	内 容
商 社 等 活 動	34. 12. 13	食、飲料及び耐久消費財機器等消費財（最高担保率適用物資）の担保率を35%から5%に引き下げるとともにその他の高率（5～10%）適用物資については全面的に1%に引下げ 保証金の種類を、担保率5%（最高担保率）の適用物資については現金（従来同様）、その他の物資については現金またはその他の担保（銀行保証状を含む）と改正するとともに日銀再預託制を廃止 国庫帰属（没収）率を一律に100%と改正（従来は担保率35%の物資は20%、10%の物資は50%、その他100%）
	39. 3. 18	原燃料、機械（耐久消費財機器等を除く）の担保率を5%に、その他品目を35%に引上げ、日銀再預託制を復活
	39. 4. 21	} 一部品目について担保率を引下げ
	39. 9. 1	
	40. 4. 1	原燃料、機械等の担保率を5%から1%に、その他品目を35%から原則として5%に、一部1%に引下げ、日銀再預託制を廃止
	44. 10. 20	消費財等の担保率を5%から1%に引き下げるとともに担保を現金以外のものにも拡大
	45. 5. 18	担保率を一率0%
	47. 11. 24	輸入担保制度を廃止
	37. 1. 16	本社保証の金額限度の改正（1店舗当り1億円相当額以内）
	42. 3. 1	商社本支店間交互計算勘定制度の一部緩和（貸借記項目の拡大等）
	44. 9. 1	本社保証の金額制度の引上げ（従来1店舗当り1億円を3億6千万円に）
	45. 2. 6	商社等保有外貨の対象をメーカーにも拡大
	46. 6. 1	商社等外貨勘定制度の拡充
	46. 7. 1	商社等保有外貨制度の自由化 商社等本邦企業の海外支店設置・運営資金の送金・合併会社の設立等海外直接投資は原則として日銀自動許可
	47. 5. 8	本邦内為銀への居住者外貨預金勘定開設の自由化に伴い、商社外貨預金制度を廃止
	47. 11. 15	本社保証に対する規制の実施
	48. 11. 15	本社保証に対する規制の一部緩和
	53. 4. 1	保証の原則自由化（居住者が非居住者から受ける保証をすべて自由化、また居住者が非居住者に対して行う保証を特定の場合を除き原則として自由化） プラント輸出等に伴い工事等を海外の業者に請負わせる場合の役務契約並びに現地調達物資購入の調達契約を自由化
海 外 渡 航	53. 12. 2	商社等本支店間交互計算制度の拡充（輸出入貨物代金の貸借記限度額を36千円から100万円に引上げ等）
	38. 4. 1	年間総額500ドル以内の業務渡航を為銀限り承認
	39. 4. 1	観光、療養、親族訪問等の渡航を年1回500ドルの範囲内で為銀限り承認
	41. 1. 1	観光、業務等の渡航を1回500ドルの範囲内で為銀限り承認
	41. 5. 16	私費留学渡航の緩和（外務省の留学試験制度の廃止）
	44. 4. 1	規制区分（13分類）を渉外業務等、留学、その他の3分類に整理統合 渉外業務等渡航の単価制限（一律1日35ドル）を撤廃 その他渡航（従来の500ドル口及び200ドル口）の為銀承認限度を700ドルに引上げ ギヤランテイ渡航は原則として許可不要
	45. 3. 1	その他渡航（従来700ドル）の為銀承認限度額を1,000ドルに引上げ
	45. 7. 1	持帰り外貨（100ドル以内）の保有及び渡航費用への再使用を制限免除
	45. 8. 20	海外渡航のための外貨購入手続を簡素化

31. 為 替 管 理 (主 に

項 目	実 施 日	内 容
対 内 投 資	37. 4. 25	対価 1 万ドル以内の乙種技術援助契約を日銀限り許可
	37. 8. 1	株式、社債、受益証券等の元本回収期間の短縮（2 年据置→6 か月据置）
	38. 4. 1	株式の元本回収の据置期間の撤廃
	38. 7. 1	円ベース投資制度及び認定制の廃止
		外国法人の在日支店等の設置の届出制及び本店よりの資金受領の許可制の実施
		対価 3 万ドル以内の乙種技術援助契約を日銀限り許可（従来は 1 万ドル以内）
		1 件 30 万ドル以内、期間 3 年以上の外貨ローンを日銀限り認可（従来は 10 万ドル以内）
	38. 4. 1	円ベース投資の利潤送金（蓄積利潤を除く）は日銀限り許可
		期間 1 年超の技術援助契約の締結及び株式、受益証券、社債、貸付金債権の取得は原則として外資法の要認可
		外国法人の在日支店、子会社と本店等との間の技術援助契約は管理法の要許可
	40. 6. 5	外国法人の在日支店等の創業資金年間累計 30 万ドル以内の経常的経費の受領は日銀限り許可
	40. 6. 14	非居住者外国投資家の親族たる居住者に対する生活費の貸付けを日銀限り許可
	41. 8. 1	甲種技術援助契約の許可に関する日銀委任範囲の拡大（主務大臣の指定する一定範囲の特許権等は日銀限り認可）
	42. 7. 1	対内直接投資の一部自由化（第 1 類自由化業種（外資比率 50% 以内）33 及び第 2 類自由化業種（外資比率 100%）17 に係る経営参加株の取得は自動的に認可）
		永住居住者たる外国投資家等の円貨等による非制限業種株式の取得以外はすべて外資法の要認可（従来は居住者外国投資家の非制限業種株式の取得は投資目的の如何を問わず認可不要）
		株式取得の認可に関する日銀委任範囲の拡大（非制限業種 15%→20%，制限業種 10%→15%，投資家 1 人当り 5%→7%）
		製造業等を営む外国法人の在日支店等の資金受領を日銀限り許可（従来原則として認めず）
	43. 6. 1	技術導入契約の自由化措置の実施（対価 5 万ドル以内は日銀自動認許可、石油化学等非自由化技術は主務大臣の個別認許可、これら以外は申請後 1 か月内に日銀認許可）
	44. 3. 1	対内直接投資の自由化業種の拡大（第 1 類自由化業種 33→160，第 2 類自由化業種 17→44）
	44. 9. 1	円ベース投資の元果の外貨回収を全面自由化
	45. 9. 1	対内直接投資の自由化業種の拡大（第 1 類自由化業種 160→447，第 2 類自由化業種 44→77）
		対内証券投資の自動認可限度（日銀委任範囲）の引上げ（外国投資家持株比率合計—非制限業種 20% 以下→25% 未満）
	46. 4. 1	対内直接投資の自由化業種の拡大（自動車製造業及び同部分品製造業等 6 業種を第 1 類自由化業種に追加）
	46. 8. 4	対内直接投資の自由化範囲の拡大（第 1 類自由化業種につきネガティブ・リスト方式を採用一個別審査対象業種 7，第 2 類自由化業種 77→228）
		対内証券投資の自動認可限度（日銀委任範囲）の引上げ（1 外国投資家当り持株比率 7% 以下→10% 未満）
	47. 6. 29	証券会社名義特別勘定を円貨特別勘定（約定済証券の決済資金、処分代金を預入）及び外貨特別勘定（約定前の外貨を預入）の 2 本建に改正
	47. 7. 1	技術導入契約の自由化（非自由化となっていた航空機、武器、火薬、原子力、宇宙開発、電子計算機及び石油化学の 7 技術について自由化、ただし電子計算機の一部については 49. 7. 1，石油化学の一部は 48. 1. 1，までそれぞれ自由化実施を繰延べ）
	47. 10. 6	証券円貨特別勘定残高の滞留期間を 1 か月に制限するとともに、各投与ごとに同勘定残高の優先使用を義務づけ

自由化) の 推 移 (続)

(昭和37年1月～54年3月)

項 目	実 施 日	内 容
非居住者円預金	46. 2. 1	親族間貸付の日銀許可基準を緩和(生活困窮者、2親等内に限る旨の制限撤廃) 為銀承認範囲(年間500ドルの親族贈与)を超える贈与及び寄付を日銀で自動許可
	47. 3. 10	貿易外支払につき1回1,000ドルまでの送金を自由化
	47. 5. 8	居住者が本邦内の非居住者に対し生活費等の非営利目的のための資金を円貨で貸付けることを自由化 本邦内の居住者間または居住者・非居住者間の収集用外貨の売買を自由化 居住者が本邦内非居住者からその本邦滞在に伴う生活費等を直接外貨で受領することを自由化
	47. 9. 1	非居住者の本邦における外貨証券の発行・募集についての許可申請手続を制定
	47. 11. 24	小額送金制度の限度額を拡大(1件1,000ドル→1件3,000ドル) 著作権・出版権の対価、広告宣伝費、市場調査費その他雑送金の為銀限り承認限度額を廃止 在日外国人の帰国持出金など日銀の許可案件を金額限度なしに為銀承認に移行 贈与の為銀承認限度額(従来どおり親族贈与に限る)を引上げ(1件2,000ドル→1件3,000ドル)
	48. 4. 1	金地金(含有量が全重量の45%未満)及び流通していない金貨の輸入は為銀限り処理(含有量が45%以上の金地金の輸入は日銀で許可)
	48. 7. 1	金製品(ネックレスを除く)の輸入は為銀限り処理
	48. 12. 17	小額送金制度の限度額を縮小(1件1,000ドル→1件3,000ドル)
	49. 4. 1	小額送金制度の限度額を1件200ドルに引下げ
	51. 6. 24	小額送金制度の限度額を1件1,000ドルに引上げ
	52. 6. 13	小額送金制度の限度額を1件3,000ドルに引上げ(以後自由送金制度と改称) 映画、テレビ、興行等に係る役務の対価の対外送金を為銀承認とし、親族贈与の為銀承認限度額を撤廃する等の対外送金の簡素化
	53. 4. 1	自由送金制度の限度額を1件300万円に引上げ 渡航外貨の買入れ、親族送金等の「経常的支払」に係る為銀承認を廃止
	38. 11. 20	非居住者預金勘定残高の一定範囲内の外貨送金を為銀限り承認
	44. 9. 1	非居住者預金勘定の整理縮小 (1) 44年7月末残高を11月末までに、外貨送金し、又は自由円勘定への振替制限免除 (2) 非居住者預金勘定残高の年賦送金比率の引上げ(従来の20%→30%) (3) 円貨により取得した居住用等の不動産の処分代金の外貨送金を自由化
	46. 2. 1	45年12月末残高を46年4月末までに、外貨送金、又は自由円勘定への振替制限免除
	47. 9. 12	非居住者自由円勘定の対象外国通貨(15通貨)の指定を廃止
	52. 6. 27	非居住者預金勘定制度(五条円勘定)を廃止

31. 為 替 管 理 (主 に

項 目	実 施 日	内 容
貿易外送金等	46. 2. 1	業務渡航の渡航者資格を緩和し、為銀承認限度額を3,000ドルに引上げ（従来2,000ドル） 留学渡航の渡航者資格を緩和し、為銀承認限度額を1日当り15ドルに引上げ（従来1日当り10ドル）
	46. 6. 10	観光渡航等一般渡航の為銀承認限度額を3,000ドルに引上げ、一般渡航と業務渡航を統合し手続を簡素化 留学渡航の為銀承認限度額を入学前3,000ドルに引上げ（従来1,000ドル）
	46. 10. 1	円貨の持出しを10万円まで自由化（従来2万円）
	47. 5. 8	居住者の海外渡航に係る旅客運賃等の為銀を通ずる外貨払いを自由化（従来は円貨に限定）
	47. 11. 24	海外渡航の為銀承認限度額（一般渡航3,000ドル、留学渡航1日当り15ドル）を撤廃し、渡航外貨の買入れはすべて為銀承認
	48. 12. 17	海外渡航の為銀承認限度額を1回3,000ドルに制限
	49. 4. 1	海外渡航の為銀承認限度額を1回1,500ドルに制限 円貨の持出し限度を3万円までに引下げ（従来10万円）
	51. 6. 24	海外渡航の為銀承認限度額を1渡航3,000ドルに引上げ（従来1,500ドル）、円貨の持出し限度額を10万円まで引上げ（従来3万円）
	52. 6. 13	渡航前買入れ及び渡航後送金を3,000ドルまで自由化、3,000ドル超為銀承認、買入れ外貨の旅券への記入廃止 海外渡航者が外国滞在期間中に外国で預金することを自由化 外国における滞在費等に充てるため本邦為銀に預入の居住者外貨預金勘定の残高を使用することを自由化
	53. 4. 1	海外渡航の為銀承認限度額（3,000ドル超）を撤廃し、円の持出し限度額を300万円まで引上げ（従来10万円）
	37. 8. 1	市場調査費、展示会及び見本市費用の送金を為銀限り承認
	38. 4. 1	外国映画上映権料の外貨送金規制を撤廃 一定範囲内のテレビ映画放映権の取得を日銀限り許可 芸能人、プロスポーツ選手等への出演料の外貨支払を日銀限り許可 輸出入調整金、解約金の為銀限り承認限度を撤廃 クレームの支払についての為銀限り承認限度額を5,000ドルに引上げ
	38. 11. 20	著作権使用料、ニュース購入、広告宣伝費、市場調査費、展示会または見本市の費用、図書購入費、返戻金の為銀限り承認限度額の引上げないし撤廃 社会保険料等、スポーツレースの賞金、租税、裁判所に支払う費用等の送金を為銀限り承認
	39. 7. 1	外国映画上映権及び外国テレビフィルムの放映権の取得契約をすべて日銀限り処理
	39. 12. 18	家族間の生活費貸付、移住者の移住前の居住国における負債の返済、非居住者の本邦にある不動産の処分、居住者の外貨証券の処分を日銀限り処理
	40. 4. 3	海外渡航者の携帯輸出した円貨・外貨の外国における両替を制限免除
	41. 5. 16	外国人居住者の1万ドル以内の持帰り金を日銀限り許可（従来は5,000ドル以内） 非居住者の居住用、非営利目的用または事務所用の本邦内不動産取得を日銀限り許可
	44. 9. 1	移住者（在日外国人居住者）の経常的所得の本国向け定期送金の制限（送金の相手方が2親等以内の親族でその生活費に充当する場合に限定）を撤廃 持ち帰り財産の許可を5万ドルに引上げ（従来1万ドル）
	45. 5. 1	在日外国人持帰り財産送金の日銀許可限度（5万ドル）の撤廃 為銀承認範囲事務の追加（信用調査費、弁護士、会計士費用）及び為銀承認限度額の引上げ（広告宣伝費、小額送金等） 非居住者招へいに伴う滞在費の円払いを制限免除 支払承認申請書と貿易外支払報告書（除く渡航分）の併合（実施45. 7. 1）等申請・報告手続を簡素化

自由化) の 推 移 (続)

(昭和37年1月～54年3月)

項 目	実 施 日	内 容
対 外 投 資	47. 10. 21	外国投資家の本邦証券取得は、為銀または証券会社を代理人として申請する場合に限り、かつ、取得の認許可は処分額の範囲内に限定
	48. 5. 1	農林水産業、鉱業、石油業、皮革製品製造業、小売業の5業種を除き、新設企業に対する直接投資は主務大臣の自動認可（ただし電算機等17業種については、最高3年間自由化を猶予） 企業の同意があれば、既存企業への直接投資も上記5業種を除き主務大臣の自動認可（ただし、自由化を猶予している17業種については、従来どおり主務大臣の個別審査）
	48. 11. 6	外国投資家の本邦株式取得規制（処分額の範囲内）の撤廃
	48. 12. 1	外国投資家の本邦債券取得規制（処分額の範囲内）の撤廃
	49. 1. 17	証券円貨特別勘定残高の滞留制限、同勘定残高の優先使用条件を廃止
	49. 8. 26	政府短期証券の取得を自由化（本邦証券の取得制限はすべて撤廃）
	50. 6. 1	農林水産業等非自由化5業種のうち小売業に係る対内直接投資を自由化
	52. 6. 27	取得後6か月経過前の円払証券の処分代金につき自由円勘定への貸記及び外貨送金を自由化
	52. 8. 1	残存期間6か月未満の受益証券の取得を日銀自動認可
	53. 3. 16	外国投資家の本邦債券取得規制（元本償還日までの期間が5年1か月以内の円建債券の取得を原則として禁止）
	53. 4. 1	非居住者による国内不動産の取得のうち、居住または事務所等に用いられるものを自由化、また工場または店舗等に用いられるものは農林水産業、鉱業、石油業、皮革・同製品製造業に供されるものまたは用途未定のものを除き日銀自動許可（従来は大蔵大臣許可） 非居住者による国内不動産の処分を自由化（従来は日銀許可） 技術導入に係る手続の簡素化 農林水産業、鉱業、石油業、皮革製品製造業以外の業種に係る対内直接投資（一定以上の出資比率を超える場合で企業の同意のないものを除く）を日銀認可（従来は主務大臣の自動認可）
	54. 1. 23	53. 3. 16の措置の5年1か月を1年1か月に改める。
	54. 2. 24	上の規制措置を廃止
	39. 1. 4	1口5万ドル以内の海外投融資を日銀限り許可
	44. 10. 1	海外投融資の日銀処理範囲を30万ドルまでに拡大（うち、20万ドルまでは、原則として日銀自動許可）
	45. 4. 16	証券投資信託に外国証券組入れを許可
	45. 9. 1	海外投融資の日銀処理範囲を従来の30万ドルまでから100万ドルまでに引上げ、原則として日銀自動許可
	45. 12. 5	海外支店の設置運営資金の送金の累計額が1店舗当り100万ドルまでは原則として日銀自動許可
	46. 1. 18	保険会社についても外国証券購入を許可
	46. 7. 1	証券投資信託及び保険会社の外国証券購入についての金額制限を撤廃 一般投資家の外国証券購入売却を包括的に許可 実需にもとづく海外不動産取得は日銀自動許可
	47. 3. 30	本邦為銀の外国証券の購入を許可

31. 為 替 管 理 (主 に

項 目	実 施 日	内 容
	47. 6. 8	居住者の海外不動産の取得についての実需原則（個人住宅用、事業所用等自己のために使用するものに限る）を撤廃し、すべて日銀自動許可 対外直接投資の範囲を拡大し、本邦資本の比率にかかわらず投資先との永続的経済関係の樹立を目的として投資されるものはすべて日銀で処理
	48.11.13	外国政府発行の短期証券その他短期外貨証券（取得から償還まで6か月を越えないもの）取得の規制
	49. 1. 7	期間1年以内の短期外貨証券取得の禁止
	49. 1.18	海外不動産取得の一部規制（実需原則の復活）
	50. 3. 7	自主規制につき証券種類別の制限を取り除く等一部規制緩和
	50. 6. 6	銀行を除き、対外証券投資の自主規制撤廃
	52. 3. 9	銀行の対外証券投資の自主規制撤廃
	52. 3.16	非居住者が本邦通貨で支払われる証券を外国で発行又は募集する場合（いわゆるユーロ円債の発行）の許可申請手続の整備
	52. 4. 1	外国為替公認銀行等に対する既発行非上場外貨証券及び外国投資信託証券の取得の自由化
	52. 6.27	短期外貨証券の取得を日銀で包括的に許可（従来は事実上禁止） 海外不動産取得の実需原則を撤廃し、すべて日銀自動許可
	53. 4. 1	南ローデシア等特定地域にある不動産を除き居住者による海外不動産の取得等を許可制から事前届出制へ移行 為銀、証券会社以外の居住者による対外直接投資を目的とする外貨証券の取得等を原則として許可制から事前届出制へ移行 対外証券投資により保有する外貨証券についての先物為替売買予約を包括許可（従来は事実上禁止）
外国為替予算制度	39. 4. 1	I M F 8 条国移行に伴い制度廃止
輸入管理制度	39. 4. 1	外貨資金割当制度を数量表示による輸入割当制に改め、自動承認品目の外貨予算の使用確認を廃止
	47. 2. 1	自動輸入割当制度（A I Q）を廃止
	47.12.20	輸入承認制の一部変更（非自由化品目等を除き輸入承認制に代えて輸入届出制を導入）
	52.10. 1	輸入特例制度の拡充（少額貨物の範囲拡大等）
	47. 1. 6	規制措置撤廃
輸出前受金	47. 2.25	規制復活（輸出前受金取得外貨の円対価売却について1件1万ドル超のものを要許可扱い）
	47. 6.29	規制強化（要許可金額を1件5,000ドル超に変更）
	48.11.24	規制措置緩和（要許可金額を1件1万ドル超に変更）
	49. 1. 7	規制措置緩和（要許可金額を1件10万ドル超に変更）
	49. 7.30	規制措置緩和（要許可金額を1件50万ドル超に変更）
	37. 6.11	外貨準備金制度の創設
銀行業務関係	38. 4.22	為替変動幅の拡大（対米ドル0.5%→0.75%）、対顧客直物売買相場の自由化、為替平衡操作の導入
	39. 7. 3	海外短資取入残高規制の実施
	43. 2. 1	円転換規制の実施
	45. 2.25	現地貸付・保証の期間制限の撤廃

自由化) の 推 移 (続)

(昭和37年1月～54年3月)

項 目	実 施 日	内 容
	45. 8. 1	外国為替公認銀行の甲種・乙種の名称区分廃止
	46. 9. 7	為銀の円転規制, 対外債務残高規制, 自由円残高規制を法制化
	46.12.21	対外債務残高規制の廃止
	47. 1. 6	非居住者自由円勘定残高規制の廃止
	47. 5. 8	一般居住者及び非居住者が本邦内為銀に外貨預金勘定を開設することを自由化 (外貨集中制度の廃止に伴う措置)
	47. 6. 1	非居住者自由円預金に対する預金準備率規制 (増加額の25%) 外貨準備金制度の廃止
	47. 6.29	証券特別勘定の受入等の規制 (円貨・外貨の2本建とし, 外貨は証券取得の約定ののち円転を認める)
	47. 7. 1	非居住者自由円預金に対する準備率を引上げ (25%→50%)
	47.10. 6	証券特別勘定の残高規制 (円貨特別勘定の滞留は1か月を限度)
	47.10.21	為銀の中長期現地貸し規制 (包括許可を個別許可扱い)
	48. 5. 1	対居住者外貨貸し制度 (47.9実施) を拡充 (貸付金比率を外貨9・円貨1に上げる等) するとともに, 為銀により行われる外貨貸しの一部を日銀限りで許可
	48.11.15	非居住者自由円勘定に対する円転規制の一部緩和 中長期現地貸付, 現地借入保証に対する規制の一部緩和
	48.12.10	非居住者自由円預金に対する準備率の引下げ (50%→10%)
	48.12.17	円転規制の一部緩和 (非居住者自由円勘定残高に見合う外貨資産保有義務を一定割合に変更) 対居住者外貨貸し制度の一部制限 (海外不動産取得は不許可) 中長期現地貸付, 現地借入保証の制限撤廃
	49. 1. 7	対居住者外貨貸し制度の一部改正 (貸付比率を外貨5・円貨5に引下げ, サービス業等への貸付不許可)
	49. 1.29	居住者外貨預金勘定残高の規制
	49. 2.27	居住者外貨預金勘定残高規制の一部緩和 (一勘定1万ドル以内は規制の対象外)
	49. 9.11	非居住者自由円預金に対する準備率を0%とする (従来10%)
	51. 6.24	居住者外貨預金勘定規制の一部緩和
	51.11.16	中長期現地貸付に対する規制の一部緩和
	52. 6. 1	円転換規制から直物持高規制へ移行
	52. 6.27	居住者外貨預金勘定の残高規制の廃止
	52. 7. 1	中長期現地貸付の規制方式を変更 (中長期資金の調査額を基準として新規コミットを認める)
	52.11.22	非居住者自由円預金に対する準備率の引上げ (0%→50%)
	53. 3. 1	輸入ユーザンス供与期間の拡大 異種通貨ユーザンスを自由化
	53. 3.18	非居住者自由円債務に対する高率準備率の適用 (基準残高を超える増加額についてその100%)
	53. 4. 1	居住者外貨預金制度の拡充 コルレス為銀による保証を自由化 (従来は日銀の包括許可) コルレス為銀による外国からの本邦通貨買取りを自由化 (従来は日銀の包括許可)
	53. 6. 1	輸入ユーザンス供与期間制限の緩和。バンクユーザンス期間延長